

佐賀市立小中一貫校北山校いじめ防止基本方針

佐賀市立小中一貫校北山校

1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「佐賀市立北山校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次のとおりである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童生徒間、児童生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見して適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめを未然防止対策

<児童生徒に対して>

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育む。
- ・思いやりの心や「児童生徒一人一人がかけがえのない存在である」といった、命の大切さを道德の時間をはじめとした全ての教育活動を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員に対して>

- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童生徒に示す。
- ・児童生徒一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。

- ・児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を定期的実施するとともに、毎月実施の生活アンケート結果や児童生徒の様子の変化などを的確に把握して教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行うとともに、児童生徒会活動と連動した「いじめ・命を考える日」の取り組み（児童生徒による「北山校みんな仲良し宣言」等）を継続して行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関して児童生徒集会を活用して、各学年の「いじめ・いのちを考える日」の取組について全校児童生徒に紹介する活動を強化する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる教育相談体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ネットトラブルを含めた「いじめ問題」の解決には**学校・家庭・地域の連携**を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見 ・ 早期対応策

＜早期発見にむけて・・・「変化に気づく」＞

- ・児童生徒の様子について担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声をかけ、安心感を持たせる。
- ・毎月の生活アンケート調査や教育相談週間等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・教職員が気づいた、あるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係

を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。

- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめが「どれだけ相手を傷つけ、苦しめるか」について気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携して取り組むことを伝えていく。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する心のケアなどの支援や、いじめを行った児童生徒への指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

5 いじめ防止に向けた校内組織体制

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、該当担任とする。また、いじめの事実の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るために、必要があると認める時は、拡大委員会の開催を求めることができる。委員は校内の委員に加えて、外部委員として学校評議員代表、スクールカウンセラー、育友会代表者を加える。
- ・役割としては、いじめ防止等の取組や児童・保護者へのいじめ防止の啓発、相談内容の調査・事実確認、いじめ解決・解消・再発防止対策、心のケア、情報提供、専門機関との連携等に当たる。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応等について協議する。児童生徒が安心して教育を受けられる措置を講じるとともに、いじめに事案の情報については、個人情報保護に配慮しながら関係する児童生徒・保護者への適切な情報提供を行い、問題解決を図る。
- ・学校全体として次の年間計画にもとづくいじめ防止に係る取組を進める。

月	主な取組
4月	いじめ防止基本方針検討(対策委員会) 家庭訪問情報交換 「いじめ対策」職員の共通理解 みんな仲よし宣言(毎月の集会) 児童生徒理解情報交換と生活アンケート(毎月の子ども支援会議)
5月	S C来校 教育相談週間
6月	いじめ・いのちを考える取組紹介(8年) 地域公開授業(道徳の授業あり) Q Uテスト① S C来校 いじめ調査 いじめ防止対策拡大委員会①
7月	S C来校 いじめ・いのちを考える取組紹介(5・6年) 個人面談等 職員研修(人権・同和教育)
8月	職員研修(児童生徒理解・教育相談)
9月	S C来校
10月	いじめ・いのちを考える取組紹介(9年) S C来校
11月	教育相談月間 S C来校

12月	人権週間（人権作文、ぼかぼかの木等）いじめ・いのちを考える取組紹介（3・4年） 個人面談等
1月	SC来校
2月	いじめ・いのちを考える取組紹介（7年） いじめ防止対策拡大委員会② SC来校
3月	いじめ・いのちを考える取組紹介（1・2年） SC来校 次年度の計画（職員会議等）

6 重大事案への対応

- ・直ちに佐賀市教育委員会に報告し、必要に応じて専門機関や警察等に通知・相談し連携を深める。
- ・佐賀市教育委員会と協議の上「いじめ防止対策拡大委員会」を設置する。事実関係を明確にするために調査を実施し、被害児童生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害児童生徒に対して教育的配慮のもとで指導・支援に当たる。関係の児童生徒・保護者への適切な情報提供（**文書による情報提供は原則行わない**）を行い問題解決に当たる。